

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 17 日現在

機関番号：11401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2015

課題番号：26780052

研究課題名(和文) 純粋環境損害の私法上の救済をめぐる解釈論的・立法論的研究

研究課題名(英文) Remedy for Pure Ecological Damage, or Damage to Environment per se in French Civil Law

研究代表者

小野寺 倫子 (Onodera, Michiko)

秋田大学・教育文化学部・准教授

研究者番号：10601320

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：フランスにおいては、2012年9月25日、破毀院が海洋油濁事件において環境侵害により環境それ自体に発生した損害(環境損害)が賠償の対象となることを承認した。しかし、環境損害の救済には、賠償の範囲や方法、賠償金の使途など、なお、理論的に困難が残されていることから、解釈論および立法論の両次元から問題の克服が目指されている。

わが国においても、市民のイニシアティブによる民事訴訟を通じた環境利益の保護において、現行民法の解釈による対応の限界と立法の関与の必要性が指摘されていることから、本研究においては、現在のフランス法におけるこの問題への取り組みを参照した。

研究成果の概要(英文)：September 25, 2012, the Court of Cassation in French established the reparation for pure ecological damage (or damage to environment per se) under the civil liability in a case of marine pollution. Despite this precedent, there are still theoretical difficulties concerning the reparation for the pure ecological damage, for example, the bounds of damage covered by the reparation, methods of the reparation, and the use to which damages are put. In consequence, French law aims to surmount these difficulties in two aspects, interpretation and amendment of the Civil Code.

In Japan, the limitations of the interpretability and the necessity of an amendment concerning the Civil Code for reparation for pure ecological damage and the realization of the environmental protection through civil actions initiated by citizens have been recognized. So, in this research, movements in French law for the reparation for the pure ecological damage mentioned above were analyzed.

研究分野：民事法学

キーワード：環境損害 民事責任 フランス法

1. 研究開始当初の背景

(1) 国外の動向

近時、環境法の領域においては、公害のような人身被害に至る以前の段階において、水、大気、生態系など、環境それ自体に対する侵害を損害として把握し、その未然防止と損害の回復をはかることの重要性が認識されるようになってきている。このような損害は、講学上、(純粋)環境損害、生態損害などとよばれている。

海外では、既に、このあらたな損害の未然防止、回復に対処するために、法整備が推進されてきている。そのような例として、たとえば、アメリカのスーパーファンド法、2004年のEU環境損害責任指令などがある。

とくに、フランス法においては、この問題に関する関心が高く、EU指令の国内法化(2008年8月1日の法律、フランス環境法典L.160-1条以下)による行政法的手法と一般法(民事責任法)に基づく損害賠償請求という民事法的手法の両方から純粋環境損害の救済が目指されている。

(2) 国内の状況

深刻な公害を経験してきた日本法においても、人身被害の発生以前のはやい段階で環境侵害に対処することの必要性、重要性は強く認識されている。とくに、かつて行政や立法による公害問題に対する対応が遅れ、被害者の救済において民事訴訟が大きな役割を果たしたことから、私人のイニシアティブに基づき、私法の枠組みの中で環境侵害に対処するための理論構築が試みられてきた(たとえば、大坂弁護士会環境権研究会『環境権』日本評論社(1973)、原島重義「わが国における権利論の推移」同『市民法の理論』創文社(2011)591頁以下、広中俊雄『新版 民法綱要 第1巻 総論』創文社(2006)19頁以下、吉田克己『現代市民社会と民法学』日本評論社(1999)242頁以下など)。

しかしながら、環境それ自体は、特定の法主体に排他的に帰属する利益ではなく、伝統的に、民法による保護の対象としては認められてこなかった。そのため、上記のような学説の試みにもかかわらず、現行民法あるいは民事訴訟法の枠内では、現在まで、この領域において、通説の形成はなされておらず、実務上もこのような利益の民法上の保護は実現されていない。

このような状況のもと、最近は、上述のような海外の法整備が参照されており、フランス民事責任法における純粋環境損害の法的保護・救済のための制度上の試みと関連する議論も注目を集めつつある(そのような例として、マチルド・プトネ(吉田克己・訳)「環境に対して引き起こされた損害の賠償」吉田克己=ムスタファ・メキ『効率性と法 損害概念の変容 多元分散型統御を目指してフ

ランスと対話する』有斐閣(2010)327頁、大塚直「公害・環境、医療分野における権利利益侵害要件」NBL936号(2010)34頁、吉村良一「環境損害の賠償 環境保護における行使共同の一断面」同『環境法の現代的課題 公私協働の視点から』有斐閣(2011)6頁、小野寺倫子「人に帰属しない利益の侵害と民事責任(1)~(3・完)」北大法学論集62巻6号(2012)518[41]頁、同63巻1号(2012)250[45]頁、同63巻4号(2012)238[95]頁など)。

(3) 本研究の着想の経緯

ところで、2012年9月25日、フランス破産院は、石油タンカー事故による油濁汚染に関する訴訟(エリカ号事件)において環境損害が民法典上賠償の対象となる損害であることを認めた(Crim.25 sept. 2012)。しかしながら、この判決の前後の時期に、現行のフランス民法典の枠内で環境損害の賠償を実施することの限界もまた認識されるようになってきた。そして、そのような認識は、環境損害の賠償のための民法典改正草案が元老院で採択され、またそれとは別に司法大臣がこの問題の検討のためにワーキング・グループを設置するなど、立法に向けた動きへとつながっていった(2014年3月頃までの状況については、小野寺倫子「環境の法的保護 フランスにおける立法の試み」吉田克己・片山直也編『財の多様化と民法学』商事法務(2014)502頁)。

わが国においても、上述のように特定の法主体に帰属する権利・利益の保護を目的としている現行の民法や民事訴訟法の枠組みの中で環境そのものの法的救済をはかることには困難があり、賠償の方法など、この問題の抜本的解決には立法の関与の必要性が認められる。したがって、現在フランスにおいて展開している環境損害の賠償を目的とする民法典改正に向けた一連の議論は、日本法において同様の問題の解決をはかる際の重要な参照モデルのひとつとなりうると思われる。

2. 研究の目的

本研究は、上記1. 研究開始当初の背景で述べたような国内外の研究動向を踏まえて、現在フランスにおいて進展しつつある環境侵害から環境それ自体に生じる損害(純粋環境損害)の私法の領域における救済に関する解釈論上および立法論上の議論を参照し、民事責任法において、特定の法主体に直接的な被害が及ぶ以前の段階にある環境侵害への対処の可能性を探求するものである。

近時、わが国の学説においては、特定の法主体への帰属を觀念しがたい環境それ自体の保護には、伝統的な司法の枠組みを超える問題があるとして、この問題への立法の関与の必要性が指摘されている。そこで、本研究

においては、上記2012年9月25日の破毀院判決が民事責任法における環境損害の賠償を承認して以来、解釈論上はもとより、立法論としても環境損害の賠償に関する革新的な議論が展開されているフランス法を検討し、この問題の解決に向けて日本法への示唆を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 学術文献、報告書等の文献調査

本研究においては、環境損害の賠償に関する民法改正についての基本的文献として、2013年9月に当時のトピラ司法大臣のイニシアティブによって設置されたワーキング・グループが公表した報告書 *Pour la réparation du préjudice écologique, Rapport du groupe de travail installé par Madame Christine TAUBIRA, ministre de la justice, le 17 septembre 2013* (http://www.justice.gouv.fr/art_pix/1_rapport_prejudice_ecologique_20130914.pdf) を主要な分析の対象とした。そのほか、フランスにおける環境損害の賠償の現状と課題についてシンクタンク *Club des juristes de la Commission Environnement* メンバーが作成、公表した報告書 *Mieux réparer le dommage environnemental*, janvier 2012 (http://www.leclubdesjuristes.com/wp-content/uploads/2014/03/Rapport_Commission_Environnement-final.pdf) なども参照した。

環境損害の賠償にかかわる解釈論上の課題に関しては、とくに、環境侵害の場合に賠償の対象となる損害項目について一覧表を作成することにより、賠償範囲の明確化を試みている *L.Neyret et G.J.Martin(dir.), Nomenclature des préjudices environnementaux*, LGDJ, 2012 に着目した。4. 研究成果(3)で後述するように、本研究においては、一覧表化の環境損害保険への影響を中心に同書の検討を行った。

(2) 国際シンポジウムへの参加およびフランスの環境法研究者へのインタビュー

本研究の実施に当たっては、上述のように、フランスにおいて公刊された学術文献や報告書等の分析を中心的な手法としたが、フランスの法状況、学説の議論も発展途上にあるテーマを扱うことから、フランスの環境法研究者からの直接の情報の収集にも努めた。

本研究の実施期間中には、2015年3月15日に早稲田大学で開催された「環境・保健衛生上のリスクの取扱いに関する日仏比較法研究 早稲田大学研究集会」(主催: エクス・マルセイユ大学国際欧州教育研究センター(CERIC) 早稲田大学比較法研究所) など、環境損害や環境リスクにかかわる日仏の研究者による国際シンポジウムが2度にわたって東京で開催された。そこで、これらの国際シンポジウムの機会に来日したフランスの研究者から本研究に関するフラ

ンスの最新の法状況に関する情報収集を行った。

とくに、上記2015年のシンポジウムでは、ロラン・ネイレ氏(ヴェルサイユ=サン・カンタン・アン・イヴリヌ大学教授)による報告「気候変動: 21世紀の責任法への一つの挑戦」の講演の翻訳担当者として参加した。翻訳の過程での電子メールも含めた同氏とのやり取りにおいて、気候変動の領域において、責任概念と司法がどのような役割をはたしうるのか、近時の議論および諸外国における法状況について知見を得ることができた(その成果の詳細は、下記4.(2))。

(3) その他の情報収集

本研究では、民法改正、環境保護政策など、近時のフランスの政治的な動向にも深くかかわるテーマを扱うことから、フランスの元老院、国民議会等のホームページ、同国の新聞社等のマスメディアのウェブ上の配信記事などにも目配りを行った。

また、環境損害の救済における保険の役割についての考察(後掲・4(3)5.[図書])では、フランスの保険会社等における保険商品の紹介などの実際的な情報についてもインターネットを利用して収集した。

4. 研究成果

(1) 環境損害の賠償における解釈論の役割とその限界

フランスにおける議論状況

フランスにおいては、これまで環境損害の法的性質決定に関する理論的問題が関心の中心を占めてきた。しかし、裁判所が環境損害の賠償の承認するようになるにつれて、むしろ現実的な環境損害の賠償のあり方にフランス法の関心が移ってきており、破毀院2012年判決以後はさらにその傾向が強くなっている。

まず、解釈論上の動きであるが、環境損害の具体的内容の不明確さについての指摘は少なくないことから、環境侵害の場合に賠償となる損害の項目を一覧表化することにより、環境損害という損害の内容の明確化・具体化をはかろうとする動きがある(*L.Neyret et G.J.Martin(dir.), Nomenclature des préjudices environnementaux*, LGDJ, 2012)。

立法論上の議論であるが、環境損害については、現実の損害回復の必要性が指摘されているにもかかわらず、実際の裁判においては、現行法の下でも可能な現物賠償の方法を選択せず、もっぱら金銭による賠償を選択している。そこで、環境損害については、環境法典上の環境損害の回復制度などを参照して、賠償方法について民法典に詳細な規定を置くべきことが上記司法大臣設置のワーキング・グループ報告書によって主張されるなど、賠償方法を中心に議論が展開されている。

フランス法から日本法への示唆

環境損害の私法上の救済について、伝統的な民法・民事訴訟法との関係において問題となるのは、大きく分けて、環境損害の法的性質、環境損害に関する訴権の行使主体、具体的な賠償のあり方の3つの点である。

第一の環境損害の法的性質と内容については、日本法においても、学説による検討が不可避の領域である。環境それ自体は特定の帰属主体を持たないことから、環境損害は、伝統的な民事責任法の保護法益と大きく性格が異なり、このような損害を私法のなかにもどのように位置づけていくのかは、環境損害概念を立法によって導入した場合でも、解釈論上の課題として残される。そして、賠償項目の一覧表化という近時のフランス学説の試みは、環境損害という損害の内容を具体化・明確化する手がかりとなろう。

これに対し、訴権の行使主体と賠償方法にする問題は、解釈論による対応の限界を越える。フランスにおいては、環境保護団体などを原告とする環境法典上の特別な環境訴訟制度が環境損害の賠償を請求するために活用されているが、そのような特別の訴訟制度を持たない日本法において、私人が環境のような公共性を有する利益の侵害について訴権を行使することは困難である。

また、日本の民法は、名誉毀損の場合を除き、損害賠償の方式を金銭に限定しているが、金銭による損害賠償の方式が環境損害において適切な賠償方式でないことはフランス法において繰り返し主張されている。現物による損害賠償が認められているフランスにおいても、裁判実務では環境損害の現実的回復を命じた例はなく、環境損害における原状回復の意義や方法、その実施の確保をめぐる立法の関与の必要性が指摘されているが、この点について、日本法においてはフランス法以上に立法による抜本的な対応が要請されることになる。

以上については、主に民法の研究者を対象とする研究報告（後掲5.〔学会発表〕、 ）および環境法研究者を主たる対象とする研究報告（後掲5.〔学会発表〕）を行ったほか、日本私法学会の紀要においてその概要を公表した（後掲5.〔雑誌論文〕）

（2）気候保護の司法化と気候責任概念の確立について

気候変動問題における司法の役割

2015年の年末にパリで開催されたCOP21は、フランスの環境法研究者が、気候変動について、民事責任を中心とする法的責任の観点からの検討に取り組む契機となった。

本研究においては、気候変動と法的責任という問題を、環境損害についての法的責任に関する各論的研究のひとつとして位置づけ、気候変動責任の確立を提唱するロラン・ネイレ氏（ヴェルサイユ＝サン・カンタン・アン・イヴリンヌ大学教授）の最近の研究報告や論

稿に着目した。

同氏は、気候変動責任について、フランスだけではなく、アメリカ、オランダ、パキスタンなど諸外国の法状況に目配りし、民事責任法を中心としつつも行政責任、刑事責任など多角的観点から研究を展開している。同氏によると、こんにち、世界各地において、気候変動について司法が積極的な役割を果たしつつある。このような現象は、まさに「気候保護の司法化」とよび得るものである。

気候問題の司法化への障害

しかしながら、気候変動の原因者の責任「気候責任」を司法上追及するためには、伝統的な司法の在り方との関係において、いくつかの問題が存在していることも否定できない。人の活動と気候変動との間の因果関係の証明が難しいこと、気候に影響を及ぼしうる活動に携わっているアクターの多様性・多数性、それ自体としては合法的活動について気候変動への影響を理由として法的責任を追及することによって権力分立原則が侵害される可能性などである。

気候変動問題における責任法の意義

しかし、気候変動の影響は、海拔の低い島嶼国等にとっては、まさに人権問題であり、今後、上記のような困難を克服しつつ、気候責任という概念を確立し、司法による気候の保護の実現が図られるべきであり、そのために行政責任、民事責任、刑事責任の3つのレベルで気候責任の確立が目指されなければならないというのがネイレ氏の主張である。

行政責任の枠組みにおける気候保護とは、気候変動に対して実効的な対策を怠っている国や公的機関に、市民が訴えを提起することによって行われる。裁判所は、国等に対して温室効果学の排出削減を命じるなどの有責判決を行うことが考えられる。

気候変動に対する民事責任については、通常、原因となる活動を行ったアクターが多数にのぼり、かつ、各アクターの活動の気候変動への影響が一様ではない点が問題となる。アメリカでは、気候変動によって深刻化した自然災害の被害者が温室効果ガスを対象に排出している企業やそのグループを訴えることがなされているが、成功例はみられない。しかしながら、薬害訴訟等におけるいわゆる市場占有率に応じた責任の考え方を拡張し、温室効果ガスの排出割合に応じて事業者の責任を問うことが検討されるべきである。また、気候変動が全世界的問題であることにかんがみれば、気候変動による被害の救済について、民事責任条約と賠償のための国際基金の創設による国際的なりリスク対応も検討されて然るべきである。

ネイレ氏は、気候変動に関する責任法は、主に行政責任、民事責任を中心となるとしつつも、深刻な問題については、補完的に、刑事責任に基づく制裁が必要でありうること

を示唆している。

本研究においては、このような気候変動と責任法に関する議論を紹介するため、ネイレ氏の許諾の下に、同氏の最新の論稿の翻訳を行った（後掲5.〔図書〕）。

（3）環境損害の救済と保険

環境損害の領域における保険活用の意義

日本法において、環境損害の賠償に関する法整備を検討するにあたっては、実効性の観点から、環境損害の主たる賠償責任の負担者として想定される事業者等が賠償リスクに対応するための仕組みを並行して構築することが必要であろう。そのような手当てなくして、環境保護の理念のみをもって、環境損害の法的救済のための制度の導入を試みるならば、産業界からの強い抵抗を受けるであろうことが当然に予想されるからである。

先行研究によると、すでに、EU 環境損害責任指令の国内法化により環境損害に対する責任制度を導入している EU 諸国においては、環境損害責任の財政的な保証のための手段として保険を活用する可能性が模索されているとされる（村上友理「責任担保制度とその限界 環境責任の履行を確保するための保険化の課題：EU 環境責任指令を中心として」新美育文・松村弓彦・大塚直編『環境法体系』商事法務（2012）351頁）。

本研究では、わが国における上記先行研究等に示唆を得つつも、とくに、フランスにおける環境損害の救済の局面での保険制度の活用をめぐる状況について検討を行った。上記 EU の環境損害責任指令に基づく行政警察法上の環境損害に対する責任と破産院の判例によって認められた民事責任法上の環境損害の賠償責任とが並立している点で、フランス法は特徴的であり、このことは、環境損害に関する保険制度の整備にも影響を及ぼしているからである。

環境損害に関する保険の特殊性

保険は、古くから多くの分野においてリスクの分散と低減のための仕組みとして活用されてきている。しかしながら、環境リスクの領域での保険については、いくつかの特殊性が認められることが指摘されている。

まず、保険制度は、リスク発生の偶然性を本質的要件とするが、環境リスクについては、この偶然性の要件の充足に疑義がある場合があるからである。環境侵害は、突発的な事故だけではなく、反復的・継続的な環境汚染物質の放出、蓄積によっても発生する（漸進的環境リスク）。このような環境リスクにおいては、保険加入以前の段階で事業者側にリスクについての認識、情報が存在する可能性が高く、保険者と事業者との間の環境リスクに対する情報の非対称性が加入者の逆選択を招き、保険制度の機能不全を引き起こしかねない。

また、環境損害のような環境リスクは、発

生頻度は低いものの、いったんリスクが現実化してしまうと損害の規模が大きくなる可能性が高い。そのため、保険金額が保険者の引き受け可能規模を上回る可能性に備えて、共同保険や再保険などによるさらなるリスク分散が要請される。

さらに、環境リスクは、リスクとして認識されるようになって日が浅いため、他の保険分野と比べて、リスク評価のためのデータの蓄積が乏しい。そのうえ、リスクについての科学的知見、社会的認識、法規制などの変化の影響により、環境リスクの評価自体も変化を免れないという特殊性がある（村上・前掲論文、A.-G. Alexandre, Préface d' A. Piquemal, Risques environnementaux Approches juridique et assurantielle Europe et Amérique du Nord, Bruylant, 2012, pp. 54s）。

フランスにおける環境リスク分野での保険の活用

上述のように、環境に関するリスクについては、保険の活用への障害が少なくないが、しかしながら、フランスにおいては、この領域における保険制度の構築に向けて試行錯誤がなされてきた。もっとも、フランスで、事業者の責任保険としての環境リスク保険において環境損害を補償の対象とすることが検討されるようになったのは古い話ではない。まず、2008年8月1日の法律により、EU の環境損害責任指令が国内法化され、事業者が環境損害の回復費用を負担するリスクが現実化したことから、保険によるリスクの分散の必要性が指摘されるようになった。従来事業者の責任保険には、漸進的リスクに対応できない、補償額が十分でない、環境損害をカバーできないなどの問題点があるからである（E. Abrassart, «La réponse assurantielle», in G. Viney (dir.), La responsabilité environnementale Prévention, imputation, réparation, Dalloz, 2009）。

そのため、現在のフランスでは、いくつかの保険会社が環境損害に特化した責任保険を提供し、共同再保険事業者である Assupol が再保険によるリスクの再分散を行うという形で、徐々に環境損害領域での保険の活用が広まりつつある。

フランスにおける環境損害保険の課題

環境損害概念は、それ自体として新しい法概念であり、賠償の対象となる損害の具体的内容が不明確であるなど、いまだ保険制度の運用への障害が残されている。また、上述のように、フランスでは、2012年に破産院が民事責任に基づく環境損害の賠償を肯定したが、このことは、環境損害保険の領域に新たな課題を生み出すこととなった。すなわち、フランスでは、環境法典に基づく行政警察法上の環境損害の回復責任（EU 環境損害責

任指令の国内法化)と民法典1382条の民事責任の規定に基づく環境損害の賠償とが並立しているが、両責任の関係は明確ではない。

前者の問題については、上述のようにネイレらの研究グループが環境に関する損害の賠償項目の一覧表化への試みを行っている(L.Neyret et G.J.Martin(dir.), *Nomenclature des préjudices environnementaux*, LGDJ, 2012)。このことは、環境損害の賠償の内容の具体化により、環境損害保険の今後の改善に資するものであると評価されている。しかしながら、他方において、フランスの保険法研究者、保険実務家らは、後者の問題の深刻さを指摘する。結局のところ、現行法の下では、環境損害に関する責任要件、損害賠償金の使途や帰属先などについて不明な点が多く、そしてこれらの問題には、解釈論の域を越える部分もふくまれており、そうした問題については立法による期待されるというのである(A.Pélissier, 《Approche assurantielle de la Nomenclature des préjudices environnementaux》, in L.Neyret et G.J.Martin(dir.), *Nomenclature des préjudices environnementaux*)。

以上の研究については、その成果を論稿として公表する(後掲5.[図書])。

(4) 法学以外の研究者、国民への研究成果の発信

本研究の内容と成果については、2015年12月10日に、研究代表者の所属機関である秋田大学教育文化学部のFD活動の一環として実施された「第13回 教授会前アカデミック・プレゼンテーション」において紹介した。学内のFD活動における報告ではあるが、同学部に所属する研究者は、教育科学、自然科学、人文科学、社会科学の諸領域にわたることから、本研究について法学以外の研究者に情報発信を行う機会となった。本研究は、環境という学際的分野にかかわるところ、とくに、自然科学など他の領域の研究者に研究内容の紹介できたことは、今後の研究において協力を要請していく上でも有意義であったと考える。

なお、上記報告については、同学部ホームページ上でその概要を紹介し、国民への情報発信を行っている(後掲5.[その他])。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1件)

小野寺倫子「環境に対する侵害と民事責任 フランス法における純粹環境損害の賠償を手がかりに」
私法77号(2015年)213 - 219頁、

査読なし

[学会発表](計 4件)

小野寺倫子「環境に対する侵害と民事責任 フランス法における純粹環境損害の賠償を手がかりに」

日本私法学会第78回大会、2014年10月11日、中央大学、査読あり

小野寺倫子「環境に対する侵害と民事責任 フランス法における純粹環境損害の賠償を手がかりに」

民法判例研究会、2014年9月27日、中央大学、査読なし

小野寺倫子「フランスにおける環境損害の救済法理」

不法行為制度研究会(環境・生活基盤班)(科研費基盤B26285023 不法行為法の領域分化と制度論的・立法論的研究(代表:瀬川信久))、2014年9月16日、早稲田大学、査読なし

小野寺倫子「環境に対する侵害と民事責任 フランス法における純粹環境損害の賠償を手がかりに」、民事法研究会アモルフ(早稲田大学)、2014年9月5日、早稲田大学、査読なし

[図書](計 1件)

吉田克己=マチルド・ブトネ編『環境リスクへの法的対応 日仏の視線の交錯』
共著訳者:吉田克己、マチルド・ブトネ、イヴ・トルリュウ=マランゴ、大塚直、マリー・ラムルウ、大澤逸平、中原太郎、サンドリーヌ・マルジャン=デュボワ、高村ゆかり、ロラン・ネイレ、大坂恵理、小野寺倫子、成文堂、2016年(刊行予定)、全250頁程度(予定)。

担当部分:

ロラン・ネイレ/小野寺倫子(訳)「気候責任の承認」、15頁程度(予定)

小野寺倫子「環境リスク、環境損害と保険」、20数頁程度(予定)

[その他]

ホームページ等

小野寺倫子「環境の法的保護と民事訴訟 日本法の課題とフランス法からの示唆」

http://www.akita-u.ac.jp/eduhuman/academic/acdd_p09.html (秋田大学教育文化学部ホームページ「アカデミック・プレゼンテーション」)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小野寺 倫子 (ONODERA, Michiko)

秋田大学・教育文化学部・准教授

研究者番号: 10601320